

## 原子力災害時における広域避難者受入れに係る避難元自治体との協定締結について

### 1. 概要

宮城県の「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」により、本市は原子力災害発生時に石巻市及び東松島市（以下「避難元自治体」という。）から避難者を受け入れることとされており、これまで避難元自治体と協議を行ってきた。

先頃、この広域避難に関する具体的内容が固まったため、仙台市地域防災計画【原子力災害対策編】の見直しを行い、その中で広域避難に関する基本的事項については協定で定めることとしたが、このほど協定内容についての避難元自治体との協議が整ったため、協定を締結した。

年度	動き
平成 26 年度	・宮城県「避難計画〔原子力災害〕作成ガイドライン」策定 ・避難元自治体との協議開始
平成 27 年度	・東松島市「原子力災害時における広域避難計画」策定
平成 28 年度	・石巻市「原子力災害時における石巻市広域避難計画」策定
平成 29 年度	・石巻市及び東松島市と協定締結（12/1）

### 2. 協定の主な内容

#### (1) 受入期間

原則 20 日以内（ただし仙台市と避難元自治体との協議により延長可能）

#### (2) 役割分担

仙台市	避難元自治体
<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難施設の開錠及び施設管理</li> <li>・避難所受付ステーション*の運営</li> <li>・避難所の運営支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難対象地区から避難施設への誘導</li> <li>・避難所の運営</li> <li>・避難所運営に係る必要物資の調達</li> <li>・避難者の自家用車駐車スペースの確保</li> </ul>

※ 全ての避難者を受付し、避難所に割り振るために市内 4 ヶ所に設置

#### (3) 費用負担

災害救助法及び原子力損害賠償法に定めがないものについては避難元自治体